

水道料金（基本料金）の減免について

上下水道局

1 事業の概要

- ・エネルギー価格や食料品価格などの物価高騰に直面する市民および事業者の経済的負担を軽減するため、期間限定で水道料金の基本料金（2 か月分）を減免する。
- ・減免により減収となる給水収益は、一般会計からの補助金で補てんする。
- ・一般会計は補助金の財源として、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する。

2 事業費

- ・事業費総額 129,261 千円
 - 水道基本料金減免分 128,354 千円 基本料金 2 か月分の減免相当額
 - 減免に係る事務費 907 千円 使用者向け広報等に係る経費
- ・財源（他会計補助金） 129,261 千円
 - 臨時交付金 98,397 千円
 - 一般財源 30,864 千円

3 減免対象者

- ・飯田市水道局と給水契約を結んでいる一般家庭および事業者（およそ 46,000 件）
- ※国・地方公共団体などの官公庁等（およそ 100 件）は対象外。

4 減免実施スケジュール

- ・検針区分に応じて、減免対象となる検針月および支払月が異なる。（各 1 回限り）

検針区分	対象となる検針月	対象期間	実際の支払（請求）月
奇数月検針	11 月検針分	9 月検針日～11 月検針日	12 月
偶数月検針	12 月検針分	10 月検針日～12 月検針日	1 月

5 メーター口径別 減免額（2 か月分相当・税込）

メーター口径	基本料金	メーター口径	基本料金
13 mm	2,640 円	50 mm	18,260 円
20 mm	3,454 円	75 mm	43,868 円
25 mm	4,928 円	100 mm	74,250 円
40 mm	11,858 円		